

平成 2 8 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 30 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 2 号〉

平成 28 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 2 号 8 月 30 日（火）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（6 番 西澤伸明君、11 番 和田一繁君）	3
会期の決定	3
選挙第 1 号上程	4
議案第 9 号上程（管理者提案説明）	4
議案第 9 号（質疑・討論）	13
議案第 9 号（採決）	13
議案第 10 号上程（管理者提案説明）	14
議案第 10 号（質疑・討論）	15
議案第 10 号（採決）	15
議案第 11 号から議案第 13 号の一括上程（管理者提案説明）	16
議案第 11 号から議案第 13 号（一括質疑・討論）	17
議案第 11 号（採決）	17
議案第 12 号（採決）	17
議案第 13 号（採決）	17
一般質問	18
16 番 安澤 勝君 質問	18
彦根愛知犬上広域ごみ処理建設候補地の選定について	18
村上建設推進室主幹 答弁	18
16 番 安澤 勝君 再質問	19
村上建設推進室主幹 答弁	20

5 番	山内善男君	質問	20
		ごみ焼却施設建設について、1市4町がゴミ減量を図り、施設規模をできるだけ小さくするための今後の具体化について	21
		ごみ焼却施設公募の条件となっている3億円の原資について	21
	林建設推進室室長	答弁	21
5 番	山内善男君	再質問	23
	林建設推進室室長	答弁	25
	閉会		28

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第2号）

平成28年8月30日（火）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第1号上程
- 第5 議案第9号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第10号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第7 議案第11号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第8 議案第12号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第9 議案第13号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第10 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号
彦根愛知犬上広域行政組合議会副議長の選挙について
- 日程第5 議案第9号
平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第6 議案第10号
平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第11号
彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第12号
彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第9 議案第13号

彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10 一般質問

会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修君	11番	和田	一繁君
2番	獅山	向洋君	12番	徳田	文治君
3番	大橋	富造君	13番	中野	正剛君
4番	村岸	善一君	14番	辻	真理子さん
5番	山内	善男君	15番	安居	正倫君
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君
7番	木下	茂樹君	17番	河村	善一君
8番	前田	広幸君	18番	外川	善正君
9番	長崎	任男君	19番	赤井	康彦君
10番	安藤	博君			

会議に欠席した議員（なし）

議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本公志	事務局副主幹	藤野知之
事務局次長	村田淳樹	書記	高橋大

会議に出席した説明員

管理者	大久保貴君	事務局長	橋本公志君
副管理者	川嶋恒紹君	総務課長	村田淳樹君
副管理者	宇野一雄君	紫雲苑場長	川那部晴朗君
副管理者	伊藤定勉君	建設推進室長	林善和君
副管理者	北川豊昭君	中山投棄場長	野瀬次夫君
副管理者	久保久良君	中山投棄場主幹	水森豊孝君
会計管理者	西田哲雄君	建設推進室主幹	村上義一君

午後 1 時 57 分開会

○議長（赤井康彦君） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いですので、今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつを願いたいと思います。管理者。

○管理者（大久保貴君） 皆様、改めましてこんにちは。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。平成 28 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会にあたりまして、極めて残暑厳しい折から、議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から、当組合の管理運営に格別のご理解、ご支援をいただいておりますこと、重ねてお礼申し上げたいと存じます。さて、今定例会は、平成 27 年度（2015 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、平成 28 年度（2016 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）、彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案を提出させていただきますので、何卒、慎重なご審議のうえ、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、冒頭に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（赤井康彦君） はい、ありがとうございます。それでは、ただいまから、平成 28 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、19 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 28 年 8 月定例会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（赤井康彦君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に 6 番西澤伸明君、11 番 和田一繁君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） ご異議なし

と認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第4 選挙第1号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に、3番 大橋富造君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました大橋富造君を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名し

ました、大橋富造君が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大橋富造君が、この議場におられますので、当選を告知します。それでは、大橋富造副議長からごあいさつをお願いいたします。

○副議長（大橋富造君） ただいま、皆様方のご推挙によりまして副議長に就任させていただきました多賀町議会の大橋でございます。皆様方のご支援、ご指導を仰ぎながら副議長の役職を務めていきたいと思っておりますのでどうかよろしくをお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

日程第5 議案第9号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第5、議案第9号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） お手元の議案書で、別冊といたしております議案第9号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合

一般会計歳入歳出決算につき認定を
求めることについての概要について
ご説明申し上げます。

財政状況の厳しい中、予算執行に
は十分留意をいたしまして、可能な
限りにおいて経費の節減に努めまし
た結果、平成27年度一般会計歳入
歳出につきましては、予算総額それ
ぞれ9億120万2千円に対しまして、
歳入決算額は9億537万8594円、歳
出決算額は8億9377万2144円、歳
入歳出差引額は1160万6450円とな
りました。なお、本決算につきまし
ては、去る7月21日に、監査委員
による決算審査を実施していただき
まして、決算にかかる調書等につい
ては、いずれも関係法令に準拠して
作成され、関係諸帳簿および証拠書
類と符号しており、計数は正確で適
正に表示されているものと認めた、
との審査意見をいただいております
ので併せてご報告をさせていただきます。
詳細につきましては、事務局
からご説明を申し上げますのでよろ
しくご審議の程、お願い申し上げま
す。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事
務局からの詳細説明を求めます。総
務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼い
たします。総務課長の村田でござい
ます。本日はどうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、議案第9号 平成27

年度（2015年度）彦根愛知犬上
広域行政組合一般会計歳入歳出決算
につき認定を求めることについて、
お手元の別冊となっております平成
27年度（2015年度）一般会計
歳入歳出決算書によりまして、決算
の内容をご説明させていただきます。
去る8月17日に開催されました全
員協議会で、事務局長より詳細にわ
たって説明がなされておりますので、
本日は主要な部分について抜粋し、
ご説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお開き願
います。歳入予算額および歳出予算額
はそれぞれ9億120万2千円で、こ
れに対しまして、歳入決算額は9億
537万8594円、歳出決算額は8億
9377万2144円で、歳入歳出差引残
額は1160万6450円となり、この残
額1160万6450円は、地方自治法第
233条の2の規定により、決算上
剰余金として、平成28年度の歳入
に編入するものでございます。

2ページおよび3ページは、それ
ぞれ歳入と歳出にかかる決算の総括
表でございますので、その説明につ
きましては、4ページ以降の歳入歳
出決算事項別明細書を用い、ご説明
をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明いたし
ますので、4ページをお開き願いま
す。第1款 分担金及び負担金は、
組合規約および負担金に関する条例
の規定により、起債償還経費および

管理運営経費を構成団体で按分いたしましたして、合計で4億7769万2000円を構成市町にご負担いただき、収入いたしました。内訳といたしましては、第1項 分担金、第1節 市町分担金につきましては、起債償還経費として626万8000円、また、第2項 負担金、第1節 市町負担金につきましては、管理運営経費として4億7142万4000円を収入いたしました。前年度と比較いたしますと、紫雲苑改築工事に伴う構成市町1市4町の市町負担金が大幅に減額となりましたため5億351万5000円の減となっております。なお、構成市町別の各内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。

続きまして、第2款 使用料及び手数料は、合計で2864万6600円を収入いたしました。第1項 使用料第1目 衛生使用料、第1節 斎場使用料につきましては、人体、動物の火葬等で合計2427件を取扱いをいたしまして、2616万6000円を収入いたしました。

5ページに移っていただきまして、第2節 投棄場使用料であります、有料取扱いの埋立ごみ分で31万75kgを埋立処理いたしまして、248万600円を収入いたしました。

なお、斎場使用料、投棄場使用料についての内訳はそれぞれ備考欄のとおりでございます。

次に第3款 財産収入は、合計で

313万9609円を収入いたしました。第1項 財産運用収入、第1節 利子及び配当金につきましては、備考欄に記載の4つの各基金の定期預金の利息で16万4209円を収入いたしました。続いて、第2項 財産売却収入、第1節 物品売却収入は、中山投棄場において使用していましたが重機を一般競争入札で売却いたしましたことにより、297万5400円の収入がございました。

次に第4款 繰入金は、合計で9253万2000円を収入いたしました。第1項 基金繰入金、第1節 投棄場重機・施設整備基金繰入金につきましては、中山投棄場で使用します重機購入経費といたしまして基金を取崩し、1843万3000円の繰入をいたしております。続いて、第3目 斎場施設整備基金繰入金、第1節 斎場施設整備基金繰入金につきましては、紫雲苑改築工事経費として基金を取崩し、7409万9000円の繰入をいたしております。

続きまして、6ページにまたがっておりますが、第5款 繰越金でございます。第1節 前年度繰越金につきましては、前年度の決算上剰余金、3億329万5169円を繰越したものでございます。なお、予算現額のなかほどの継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額欄の2億9297万7000円につきましては、繰越明許費を計上いたしており、平成27年8

月組合議会定例会におきまして、繰越明許費繰越計算書のご報告をいたしております。

次に第6款 諸収入は、合計で7万3216円を収入いたしました。第1項 組合預金利子、第1節 組合預金利子は、定期預金等の利息で、129円を収入いたしました。第2項 雑入、第1節 雑入は、備考欄に記載の内訳のとおりでございます。7万3087円を収入いたしました。

以上が、歳入の決算でございます。まして、予算現額9億120万2千円に対しまして、調定額、収入済額とも9億537万8594円となり、収入率としましては100.46%で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

7ページをご覧ください。第1款 議会費は、議会運営に要しました経費でございます。まして、予算現額34万4千円に対しまして、支出済額23万464円、不用額が11万3536円でございます。内訳といたしましては、議員への費用弁償といたしまして、20万2000円の支出をいたしました。第11節 需用費は、資料等の高速印刷代等でございます。まして1万588円を支出いたしました。第12節 役務費は、資料送付料といたしまして1万7876円を支出いたしました。

次に第2款 衛生費は、組合の総務課、紫雲苑、中山投棄場、建設推

進室の管理運営に係る経費でございます。まして、予算現額8億9359万円に対しまして、8億8727万4900円を支出いたしました。また、不用額につきましては、631万5100円でございます。

なお、予算現額のなかほどの継続費及び繰越事業費繰越額欄の2億9297万7000円につきましては、歳入の繰越金でご説明しましたとおり、明許繰越対応いたしましたため計上しているものでございます。

第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、総務課の事務経費および職員の人件費等でございます。まして、予算現額1億3095万6千円に対しまして、1億2996万6575円を支出いたしました。不用額は98万9425円でございます。内訳といたしまして、第1節 報酬は、監査委員2名の報酬で、16万8000円を支出いたしました。第2節 給料は当組合職員、プロパー職員および市町派遣職員の給料でございます。4638万3084円、第3節 職員手当等は、通勤手当をはじめ、期末勤勉手当や時間外手当等といたしまして、4033万6710円をそれぞれ支出いたしました。第4節 共済費でございます。が、滋賀県市町村職員共済費、滋賀県市町村職員互助会費、社会保険料等でございます。まして、合計1838万1000円を支出いたしました。第7節 賃金は、嘱託職員および臨時職員、合計

9名分の賃金でございまして、1664万175円を支出いたしました。第9節 旅費は、出張旅費でございまして、3万9980円を支出いたしました。第10節 交際費は、管理者交際費といたしまして1万3315円を支出いたしました。第11節 需用費は、事務用品やコピーカウンター料等の消耗品費等でございまして、合計74万460円を支出いたしました。続きまして、8ページに移っていただきまして、第12節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料等でございまして、合計で23万8277円を支出いたしました。第13節 委託料は、弁護士顧問料、滋賀県市町村職員共済組合への職員健康診断委託料、財務会計システム等の保守委託料等でございまして、合計で187万7430円を支出いたしました。第14節 使用料及び賃借料は、コピー・FAX等のリース料、豊栄のさとの組合事務所使用料等でございまして、合計で182万5248円を支出いたしました。第19節 負担金、補助及び交付金は、社会保険協会費、組合の職員互助会への負担金、市町派遣職員の退職手当組合負担金等でございまして、合計332万2896円を支出いたしました。

次に第2目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分と、定期預金の利息分を合わせまして、合計885万8283円を積立てたもので

ございます。

第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で2万116円を積立ていたしました。

第4目 斎場施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で7万7554円を積立ていたしました。

第5目 退職手当基金積立金は、プロパー職員にかかります滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率を積立の方をいたしておりますその積立分と、定期預金の利息分を合わせまして、合計353万4874円を積立てたものでございます。

次に第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、斎場、紫雲苑の運営・維持管理に要した経費でございまして、予算現額6億596万4千円に対しまして、6億252万9495円を支出いたしました。また不用額につきましては、343万4505円でございます。内訳といたしましては、第9節 旅費は、出張旅費でございまして、1680円の支出をいたしました。第11節 需用費は、備考欄の記載が9ページにまたがっておりますが、事務用品、火葬時に使用しますローソク等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、また電気・水道等の光熱水費でございまして、合計といたしまして1240万5298円を支出いたしました。第12節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料、また、浄化槽法定検査手数料等でございま

して、合計 61 万 4972 円を支出いたしました。第 1 3 節 委託料は、火葬施設の維持管理、設備の法定点検等に関して必要となります業務委託でございます。平成 2 7 年度におきましては、紫雲苑改築工事工事監理委託および旧施設解体に伴います浄化槽清掃委託等を行いまして、合計で 1203 万 8731 円を支出いたしました。なお、内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。第 1 4 節 使用料及び賃借料は、F A X、A E D 等の賃借料等でございます。合計で 9 万 6924 円を支出いたしました。第 1 5 節 工事請負費は、平成 2 6 年度より行っておりました紫雲苑改築工事にかかる工事請負費でございます。合計で 5 億 7281 万 5000 円を支出いたしました。工事の内訳といたしましては、備考欄に記載のとおりとなっております。第 1 8 節 備品購入費は、告別室用の祭壇等の仏具、待合棟で使用します机、椅子等、また来客用のテレビ等の備品を購入いたしまして、合計 453 万 6890 円を支出いたしました。第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、日本環境斎苑協会会費で、2 万円を支出いたしました。

続きまして、第 3 項 清掃費につきましては、第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要した経費でございます。予算現額 1 億 3819 万円に

対しまして、1 億 3656 万 3972 円を支出いたしました。また、不用額は 162 万 6028 円でございます。内訳といたしまして、第 4 節 共済費は、中山投棄場の搬入物検査員、宿日直員の労災保険料で 7 万 9842 円を支出いたしました。第 7 節 賃金は、中山投棄場の搬入物検査・宿日直員の賃金で、合計 676 万 728 円を支出いたしました。

1 0 ページに移っていただきまして、第 8 節 報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元協力感謝金などで、合計 185 万円を支出いたしました。内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。第 9 節 旅費につきましては、出張旅費で 1 万 7080 円の支出を行いました。第 1 1 節 需用費は、事務用品や浸出水処理用の薬品、燃料、食糧費等、また計量伝票などの印刷物にかかる印刷製本費、また電気・水道等の光熱水費、浸出水処理設備、脱水設備、および経年劣化によります重機修理にかかる修繕料で、合計 2266 万 5497 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。第 1 2 節 役務費は、電話・F A X・インターネット通信料、また、重機の検査手数料、建物共済保険料、2 トンダンプ等公用車の保険料でございます。合計 69 万 3125 円を支出いたしました。第 1 3 節 委託料は、中山および日夏投棄場の浸出水

処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関し、必要となる業務委託を行いまして、合計 3620 万 7000 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。第 1 4 節 使用料及び賃借料は、公用車、コピー機、貸布団等の各リース料でございまして、合計で 33 万 8282 円を支出いたしました。

1 1 ページに移っていただきまして、第 1 5 節 工事請負費は、中継基地設置工事費用といたしまして、4752 万円を支出いたしました。第 1 6 節 原材料費は、覆土用の山土、碎石の購入で合計 177 万円を支出いたしました。第 1 8 節 備品購入費は、重機等でございますホイールローダー、油圧ショベル等を購入いたしまして、合計 1861 万 6618 円を支出いたしました。第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、滋賀県廃棄物適正管理協議会費といたしまして、1 万円を支出いたしました。第 2 7 節 公課費は、2 トンダンプ等の自動車重量税、印紙代で、3 万 5800 円を支出いたしました。

次に、第 2 目 塵芥焼却場費は、新しいごみ処理施設の建設にかかります建設推進室の運営に要した経費でございまして、予算現額 594 万 5 千円に対しまして、572 万 4031 円を支出いたしました。また、不用額は 22 万 969 円でございます。内訳と

いたしまして、第 8 節 報償費は、新ごみ処理施設候補地選定委員会委員の報償費でございまして、35 万 1000 円を支出いたしました。第 9 節 旅費は、候補地選定委員会委員の委員会出席にかかる費用弁償、出張旅費等でございまして、9 万 70 円を支出いたしました。第 1 1 節 需用費は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、食糧費ならびに新ごみ処理施設建設候補地の公募チラシの印刷等でございまして、合計 48 万 909 円を支出いたしました。第 1 2 節 役務費は、郵便用の切手代、公用車の保険料で、合計 8 万 5966 円を支出いたしました。第 1 3 節 委託料は、新ごみ処理施設建設候補地選定におきまして、専門のコンサルティング業者によります支援委託業務費といたしまして、447 万 1000 円を支出いたしました。第 1 4 節 使用料及び賃借料は、公用車のリース料、また県外先進視察におきまして利用しました高速道路の使用料でございまして、合計 21 万 3766 円を支出いたしました。第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、研修参加負担金で、合計 3 万 1320 円を支出いたしました。

続きまして、第 3 款 公債費、第 1 項 公債費は、投棄場の建設や改修にあたって借入れを行いました投棄場の施設整備事業債にかかる償還といたしまして、合計で 626 万 6780 円を支出いたしました。内訳といた

しましては、第1目 元金、第23節 償還金、利子および割引料は、元金償還金としまして603万9693円を支出いたしました。

12ページに移っていただきまして、第2目 利子、第23節 償還金、利子及び割引料は、利子償還金として22万7087円を支出いたしました。

次に、第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、100万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございます。予算現額9億120万2千円に対しまして、支出済額8億9377万2144円で、執行率は、99.18%でございます。

13ページに移っていただきまして、実質収支に関する調書でございますが、千円未満は四捨五入をしております。区分3の歳入歳出差引額は1160万7000円で、区分4の翌年度へ繰越すべき財源がございませんので、区分5の実質収支額も1160万7000円でございます。

14ページをお開き願います。財産に関する調書でございますが、1 公有財産の(1)土地および建物の状況につきましては、土地におきましては前年度と増減はございませんでしたが、建物におきましては、紫雲苑の改築工事が完了しましたので、延面積が増となり、調書記載のとお

り629.12㎡の増となっております。

15ページに移っていただきまして、2 物品につきましては、購入価格50万円以上の物品の状況でございますが、決算年度中の増といたしましては、中山投棄場におきまして、重機の油圧ショベル、ホイローダーを購入いたしましたことにより、全体で2増となり、同じく中山投棄場で使用しておりましたブルドーザーを一般競争入札にて売却いたしましたこと、紫雲苑で使用しておりました動物保管用の冷凍庫を処分いたしましたことにより、全体で2減となりました。したがって、決算年度末の現在高は、前年度末現在高と同じで、10ということになりました。

次に3 基金につきましては、4つの各基金条例に基づき積み立てておきまして、決算年度末の現在高といたしまして、財政調整基金7554万6433円、投棄場重機・施設整備基金3174万2675円、斎場施設整備基金75万852円、退職手当基金5441万9779円で、4つの基金の合計で、1億6245万9739円でございます。増減高といたしまして、増減の内訳を備考欄に記載してございます。4つの基金の合計では、前年度と比べまして、8004万1173円の減少となり、決算年度末の現在高といたしましては、1億6245万9739円となりました。

以上が、平成27年度（2015年度）一般会計歳入歳出決算でございます。

なお、本決算につきましては、去る7月21日に、当組合監査委員によります決算審査が行われ、決算書等、各調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は正確で適正に表示されているものと認め、との意見をいただいておりますことをご報告をさせていただきます。

引き続きまして、添付資料の主要な施策の成果および事務報告書についてご説明させていただきます。

決算からみた主要な施策の成果と事務報告書、関連附属資料によって構成されているものでございます。なお、事務報告書におきましては所属毎に分かれておりますので詳細については、ここでは主要な施策の成果のみ、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。はじめにということで、当組合は一部事務組合でありまして、1市4町で共同処理する事務等について説明をさせていただいているものであります。なお、平成27年度においては、共同処理する事務のうち、火葬場の設置および管理運営に関する事務に愛荘町を加えるための組合規約の一部改正を行いました。

2ページをお開き願います。まず、平成27年度決算の状況でございます。上段の表であります。平成27年度は、前年と比較しますと、歳入で1億8977万6千円の減、歳出で1億191万2千円の増、差引残額で2億9168万8千円の減となりましたが、繰越明許費繰越額2億9297万7千円の皆減によりまして、実質収支は、128万9千円の増となっております。中段の表、（1）歳入の状況をご覧ください。歳入決算額は、9億537万9千円でございます。その内、表左上の分担金および負担金は4億7769万2千円で、構成比52.8%と歳入の根幹となっております。前年度の決算額と比較いたしますと、紫雲苑改築工事に伴います構成市町1市4町の市町負担金が大幅に減額したため5億351万5千円の減、増減率もマイナス51.32%となりました。繰越金は、紫雲苑の斎場管理費において繰越明許費2億9297万7千円を計上しましたため、前年度に比べまして2億9580万6千円の大幅な増、増減率も3949.9%の増となりました。

3ページの表、（2）歳出の状況をご覧ください。表、左から2列目の、平成27年度決算額の合計にありますとおり、歳出決算額は、8億9377万2千円で、予算額に対して99.2%の執行となり、対前年度比、1億191万2千円の増加、増加率では

12.9%の増となりました。

次に5ページを、ご覧願います。歳出決算の構成で、目的別歳出および性質別歳出について、表とグラフでお示ししております。目的別歳出で前年度と比較いたしますと、主なもので議員の費用弁償の減によりまして議会費が6万4千円の減、また紫雲苑改築工事、中山中継基地設置工事の関係で工事請負費が増加しましたことから衛生費は1億197万6千円の増加となりました。また、性質別歳出でございますが、前年度と比較いたしますと、主なもので区分物件費におきましては委託料の増などで2007万7千円の増加となっております。区分補助費等につきましては紫雲苑改築工事の関係で報償費といたしまして26年度に支出いたしました地元協力感謝金が平成27年度は不要となりましたことからですね、1649万3千円の大幅な減となりました。また、区分普通建設事業費でございますが、紫雲苑改築工事、中山中継基地設置工事、油圧ショベル等の重機等の備品購入がございましたため、9596万6千円の大幅な増となっております。

6ページ、7ページでは、目的別歳出を、また、8ページ、9ページには、性質別歳出を前年度と比較した表をそれぞれ掲載しております。

10ページ以降でございます。所属ごとの事務報告書で、31ページ

以降は、附属資料といたしまして、人件費、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費の明細と地方債の状況を記載しておるものでございます。

最後になりますが、当組合の財源の根幹を成します分担金及び負担金は、財政状況厳しい中での構成市町からのご負担でありますことを肝に銘じ、組合業務を効率的、効果的に適正執行していくことが、何よりも大切なことであると考えておりますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上で、平成27年度決算にかかります決算関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第9号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第9号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第9号 平成27年度（2015年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第10号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第6、議案第10号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） これもお手元の議案書で、別冊といたしております議案第10号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要について、ご説明を申し上げます。

当初予算総額4億448万2千円から、歳入歳出それぞれ800万円を減額し、予算総額を3億9648万2千円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務

課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。それでは、議案第10号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、お手元の一般会計補正予算書でご説明をさせていただきます。併せてまして、別添の8月補正予算案の概要もご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。今回お願いいたします一般会計の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額4億448万2千円からそれぞれ800万円を減額しまして、3億9648万2千円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金につきましては、当初予算額3億6814万3千円から800万円を減額し、3億6014万3千円とするものでございます。

3ページの歳出につきましては、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費につきましては、当初予算額1億6285万2千円から800万円を減額し、1億5485万2千円とするものでございます。これは、当組合の本年4月1日の人事異動によりまして、紫雲苑の場長職について、当初、正規職員の派遣を構成市町にお願いしておりましたが、再雇用の嘱託職員の派

遣を受けることとなりましたこと等、職員の構成に変更が生じたことから、人件費であります給料等を減額補正し、物件費である賃金の増額補正をお願いするものでございます。

歳入、歳出それぞれの説明につきましては、5ページから8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。説明につきましては、歳出からご説明をさせていただきます。補正予算書の8ページをお開き願います。3歳出におきまして、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費におきまして、補正前の額1億5917万3千円から800万円を減額し、1億5117万3千円とするもので、内訳としましては、第2節 給料は683万5千円の減額、第3節 職員手当等は337万5千円の減額、第4節 共済費は140万3千円の減額、第7節 賃金は506万1千円の増額、第19節 負担金、補助及び交付金は144万8千円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

また、9ページは、補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。

歳入のご説明をいたします。お戻りいただきまして、補正予算書の7ページをご覧下さい。2歳入におきまして、第1款 分担金及び負担

金、第2項 負担金、第1目 負担金は、補正前の額3億6814万3千円から歳出の減額分と同額の800万円を減額し、3億6014万3千円とするものでございます。構成市町ごとの運営負担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。また、これらの減額分につきましては、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に区分けをして計算をさせていただきます。

以上で、補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（赤井康彦君） それでは、これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第10号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第10号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第10号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号、日程第8 議案第12号、日程第9 議案第13号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第7、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第9、議案第13号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでは、関連する議案でございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第9、議案第13号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、一括議題とすることに決定しました。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説

明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第11号から議案第13号まで、概要をご説明申し上げます。お手元の議案書では、別添としておりまして各委員の経歴を付けさせていただいております。当組合公平委員会委員の選任について、議会の同意をお願いするものでございます。現在の公平委員会委員の方々につきましては、本年10月31日をもって、地方公務員法第9条の2第10項の規定により4年間の任期が満了することとなっております。したがって、本年11月以降の委員の選任について、議会の同意をお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。議案第11号から議案第13号の詳細につきましては、ご説明をさせていただきます。

現在の公平委員会委員といたしましては、関功さん、城貝龍夫さん、森野有香さん、以上3名の方々でございます。この3名のそれぞれの任期が、本年10月31日で満了いたしますため、本年11月以降の委員の選任に当たり、関功さん、森野有

香さんのご両名については、引き続きの再任について、議案第11号および議案第12号により議会の同意をお願いするものでございます。また、現在の城員委員の任期満了に伴い、その後任として、同じ多賀町にお住まいの岸本弘司さんを選任することについて、議案第13号により議会の同意をお願いするものでございます。なお、今回ご提案させていただきました、関功さん、森野有香さんは、彦根市の公平委員会委員に、岸本弘司さんは多賀町の公平委員会委員に、それぞれ就任されておられます。以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞ、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第11号から議案第13号までに対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を1つずつ行います。まず、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決しま

す。

お諮りします。原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

○議長（赤井康彦君） 次に、議案第12号の採決を行います。議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立全員でございます。よって、議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

○議長（赤井康彦君） 次に、議案第13号の採決を行います。議案第13号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第13号 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第10 一般質問

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第10、定例会でございますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。一般質問の通告書が提出されておりますので、発言を許します。なお、一括質問、一括答弁ですので、質問者は一括で質問をお願いいたします。

16番 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） では、一般質問をさせていただきたいと思えます。彦根愛知犬上広域ごみ処理施設建設候補地の選定について質問させていただきます。候補地5ヶ所については彦根市内3地域、愛荘町地域が2ヶ所というふうにお聞きしておりますが、仄聞いたしますところによりますとすでに近隣地域から反対の意思表示がされている地域があるようです。過去の経緯をたどりましても近隣地域から反対があったため、計画を白紙撤回し、断念されたという苦い経験を踏まえて、今回の公募という方法を採用されたのではないのでしょうか。こうした反対の意思表

示をされている近隣情勢を十分考慮し、決定されると思いますが、見解を伺います。

また、現地視察は周辺公道からのみ、目視のみで候補地関係者の立会いもないということでした。百聞は一見にしかずとは申しますが、失礼ながら地質調査のプロでもない方々が遠くから見られてどのような調査ができるのでしょうか。その調査の詳細をお示してください。

次に先の全員協議会の席で説明があったとおり、選定委員会の今後の行程については理解いたしました。では委員会として一定の結論を出された後は管理者会において協議され、結論、つまり候補地を1ヶ所に絞り、ここに決定するという裁定を下されるのはいつ頃なののでしょうか。お示してください。

また、候補地選定後、当該地域にはどういう形で通知され、その後の進捗についてもお示しいただきたいと思えます。以上です。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君） 建設推進室主幹の村上でございます。安澤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、近隣情勢を十分に考慮し、決定されると思うが、見解を求めることにつきまして、お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、これまでの経験を踏まえ、今回公募方式による、候補地を募集する手法を取り入れさせていただきました。今回の候補地選定においては、評価項目の中に住宅との位置関係、教育・医療機関との位置関係などの項目もあり、できるだけ近隣地域に配慮した項目を設け、総合的に評価審査することになっております。ただし、応募いただく時点で、より多くの方から広く応募いただくことに主眼を置いたこともあり、近隣地域の同意までは求めておりません。行政組合として、候補地と決まっていなかった段階で、反対の意思表示をされている地域があることを聞き及んでいませんが、建設候補地が決定し公表後、近隣地域から反対の意思表示のあるなしに関わらず、広く地元説明会等を通じ、最新のごみ処理施設がいかに安心安全な施設であるか、丁寧な説明等により、ご理解していただけるように努めてまいります。

続きまして、現地調査の詳細は、につきまして、お答えいたします。選定委員会の現地視察は、先にコンサル業者からの評価された22項目の内容を机上審査だけのイメージではなく、評価項目をより具現化することができるよう現地視察を行うのであります。視察は、現地に立ち入らないで、公道等を利用し周辺から行うものとし、評価点数が現状に

合っているか、総合的な観点からの評価としての妥当性を確認していただきます。なお、地質調査につきましては、選定委員会では確認されておりますように、専門家でありますコンサル業者が、土地の文献等により審査いたします。

最後に最終決定はいつ頃か、候補地決定後、当該地域への通知の方法、その後の進捗は、につきましてお答えいたします。候補地の決定につきましては、管理者会において今年度中に決定していただく予定をしております。また、最終候補地に決定いたしました当該地域への通知につきましては、当組合から文書により決定した旨を通知するとともに、当組合ホームページや構成市町のホームページ、報道機関等に公表いたします。最後にその後の進捗につきましては、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地公募要項にもございますが、決定後に提出していただく書類、応募資格・応募条件の整理を行っていただき、決定した自治会、または区と土地所有者と当組合の三者で建設のための覚書を締結していただくことを考えておりますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 再質問はありますか。安澤議員。

○16番（安澤勝君） では、反対があっても候補地決定された後、近

隣から反対があってもこれからの施設が安全であるということをご丁寧に説明をして、近隣の地域には十分に理解を求めると、そういう答えだったと思うんですけれども、そういうことであれば、ある程度、皆さん、ご納得されることだと思いますが今でもそういった反対をされるというような地域があるのであれば、以前の反対をされて断念されたという経緯があるので、その辺は十分にご注意をいただければというふうにも思います。

それから地質調査の方ですが、これはやはり結構大きな建物を建てていくにあたってはいわゆる地盤の問題というのが一番大きな鍵になってくるのではないかなと思います。これについてはやっぱり専門的な、例えばボーリング調査なんかをしてですね、地盤がどういう状況であるか、大きな建物を建てるのに問題はないか、ということをご十分に調査していかないと決定できない項目やとは思いますが。これについて、再度見解を求めたいと思います。

最後の分に関しては、文書を見て公表して覚書を締結するというごことに関しては理解をいたしました。以上です。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君） 先ほど、安澤議員がおっしゃいました

たように反対があっても不退転の決意でやっていきますのでありがとうございます。ありがとうございました。

地質調査につきましては、現段階では、選定委員会で決定しておりますとおりの原則、今ある客観的な資料に基づいて判断することを基本としております。ただし、今後、候補地の選定過程において地質調査等が必要と判断された場合は、予算措置を講ずることを踏まえ、対応してまいりますのでよろしくご理解の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） はい、再々質問はございませんか。よろしいですか。

○議長（赤井康彦君） それでは続いて、5番 山内善男君。

○5番（山内善男君） 山内です。それでは標題ごとでよろしいですか。

○議長（赤井康彦君） 一括でお願いいたします。

○5番（山内善男君） 一括で、標題ごとで。標題が2つあるので。

○議長（赤井康彦君） 2つとも一括という形になっておりますので、よろしく申し上げます。

○5番（山内善男君） ちょっとややこしくなるので、標題ごとにかかせていただきたい。一括質問なんですけど標題ごとで。

○議長（赤井康彦君） 一括でお願いしたいと思います。

○5番（山内善男君） わかりやす

くするために、ぜひ標題ごとで今後はお認めいただきたいと思ひます。そういうためにも議運を開いて、ぜひ議会のあり方を民主的にしていくということをお願いしたいと思ひます。

それでは、標題①です。ごみ焼却施設の建設について1市4町がごみの減量化を図り施設規模をできるだけ小さくするための今後の具体化についてお伺いいたします。要旨の(1)です。先の議会でも質問していますが、ごみ減量化と施設規模の決定等の詳細について、今後、具体的にどのように取り組んでいこうとされるのかお伺いいたします。施設規模の決定は減量化と密接な関わりがありますが、減量化目標等の具体的な指標は誰が、どこで決定していくのか。また、施設規模の決定との関わりについて見解をお示しいただきたいと思ひます。

2つ目です。建設費の自治体別の分担は、現状では、均等割、人口割と説明を受けておりますけれども、これではごみの減量をしている自治体とそうでない自治体とその取組が反映をされないということになります。ごみ量に応じた建設費用の分担規定とすべきではないか、そのように考えます。見解をお願いいたします。

標題の②です。ごみ焼却施設の公募の条件となっている3億円の原資

についてお伺いいたします。要旨です。3億円の原資をどうするのか、広域の当議会にも、当然、各市町の議会にもかかっているではありません。結局、支出するとき、各市町の議会の同意を得るところではじめて各議会にかかることとなります。本来、公募までに広域議会または各市町の議会同意が必要ではなかったのかと考えます。見解をお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室室長。

○建設推進室室長（林善和君） 失礼いたします。建設推進室長の林でございます。よろしくお伺いいたします。ただいまの山内議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、ごみ減量化と施設規模の決定等の詳細について、今後、具体的にどのように取り組んでいこうとしているのかについて、お答えいたします。

ごみの減量化目標等の具体的な指標は、各構成市町の一般廃棄物処理基本計画等において決定されており、各構成市町ではこれまでから啓発活動等を通じて日々取り組んでおられるところがございます。また、議員ご指摘のとおり、ごみの減量化は、新しいごみ処理施設の施設規模にも密接に関わるものであり、現在予定している施設規模につきましても、各構成市町のごみ減量化の目標数値を踏まえた上で、将来のごみ量を予

測して算出しております。しかしながら、現在算出している施設規模は、平成20年度策定の湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想の数値を基に、平成22年度策定の循環型社会形成推進地域計画において決定されており、すでに策定から7年近く経過していることから、当初の予定値と乖離が生じていないか確認が必要と考えております。今後の取組といたしましては、各構成市町に対して、将来のごみ量の予測や今後の減量化の目標数値等について改めて確認を行うよう呼びかけているところであり、今年度中にはその見直し作業を終える予定をしております。その上で、来年度には施設整備基本計画の検討委員会を設置し、構成市町の見直し結果等を踏まえ、適正な施設規模を再検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ量に応じた建設費用の分担規定とすべきではないかについて、お答えいたします。先ほどお答えいたしましたとおり、ごみ減量化の取組につきましては、各構成市町において鋭意努力をいただいているところでございます。さて、議員ご指摘の新ごみ処理施設の建設費用の負担割合でございますが、組合の規約および条例において、均等割2割、人口割8割として算出することが定められておりますので、建設までの費用につきましては、この割合で各

構成市町にご負担いただくことを予定しております。一方、施設完成後の管理運営費用の負担につきましては、同じく組合の規約において、均等割および人口割に加えて利用割を取り入れることが定められておりますので、これによりごみ量に応じた分担という考え方が反映されるものと考えております。なお、管理運営費用における均等割、人口割および利用割それぞれの割合につきましては、今後、事業の進捗に合わせ、協議し、決定してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、3億円の原資をどうするかについて、お答えいたします。地域振興策の3億円につきましては、これまでから組合議会や全員協議会等でご説明させていただいているところではございますが、新しいごみ処理施設の建設地となる地元の区または自治会に対して、施設を中心とした資源循環型社会の構築を目指し、地域の活性化を図ることを目的として支援するものです。具体的には、建設地の地元地域の皆様に、地域の将来の計画や目標を主体的に考えていただき、まちづくり事業プランとして提出いただくものでございますが、プラン作成の際には、組合としてもアドバイス等を行いますとともに、事前に内容を審査した上で認められた事業に対して支出することと

しております。さて、議員ご質問の3億円の原資でございますが、他の建設費用と同様に、各構成市町からの負担金、または今後積立を検討しております基金からの支出を予定しておりますので、今後のスケジュールに合わせ、予算案として組合議会および各構成市町の議会に上程しご審議いただきたいと考えております。なお、公募までに議会の同意が必要でなかったのか、につきましては、地域振興策の実施時期が候補地買収の後になることから、現時点で予算化できない状況を踏まえ、全員協議会等で事前に資料等をお示しし、額や根拠・プログラム等をご説明させていただくなど、様々な機会を通じ、丁寧に対応させていただいたものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 再質問はございませんか。山内議員。

○5番（山内善男君） それではごみの減量化について、再質問させていただきます。

大津市が施設建設、改修を行うということで一般新聞でも発表されておりましたけれども、焼却施設3施設から2施設に縮小して建て替えを行うということで、ごみの減量化を行って約2割削減したという報道が一般商業新聞でもされました。それで、私ども、7月に山田議員と共に、大津の環境部廃棄物減量推進課を訪

れて、どのような取組を行われたのかということをお聞きをしてみました。その内容については家庭系、事業系合わせて年間約1万1000トンの減量化を28年度までに達成しようと、3ヵ年計画を立てられたんですけども結果的には1年間で約20%の減量を達成したということでした。内容的には、家庭系ごみが12%、それから持込みごみが33%減量するということで3年計画を待たずに1年で2割のごみ減量化を達成したということでした。私、去年の7月の議会でも全国のごみ減量化の例を紹介をさせていただきました。例えば、名古屋市、非常に大規模な人口がある、人口200万の市ですけれども、そこでは3年間で30%の大幅な減量に成功したということや、あるいは横浜市は350万都市ですけれども、ここでも30%の削減をして施設建設をできるだけ縮小していくということで、そのような縮小した費用を教育や市民の暮らしにまわしていくということで非常に大きな取組をされたということも紹介をさせていただきました。そのような取組が施設建設を目の前にした自治体はどこもそのような取組を非常に大きく、大胆に行って、ごみの減量化を行って施設建設の規模をできるだけ縮小してそれから市の、あるいは町の持ち出しを少なくする。そして、またごみを減量化するということは

それだけ有害物質を燃やさないということになりますので環境に負荷をかけない、そのような取組をされてきたというふうに思います。そういう点では、今、新たな焼却施設を立てようとしているわけですから、ここにはごみの減量化が密接に結びついていかなければならないというふうに考えます。そういう点では、大津のごみの減量化の取組、あるいは全国の自治体の取組、ぜひ参考にさせていただいて、減量化と施設建設の規模、ぜひリンクをさせていただきたいというふうに思います。だいぶ以前に建設計画が出されて日量 154 トン規模というのがずっと変わらないで、きています。そういう点では本当にごみの減量化と施設規模を結び付けていく気が本当にあるのか、ないのかということまで疑問を持たざるを得ない状況にあるかと思えます。ぜひ、そのあたりのご努力をお願いしたいというふうに思います。ちなみに彦根市は従来から言っておりますけれども、県下で 1 人当たりのごみ量が一番多いということになっておりますのでそういう点ではいわゆる減量幅があるわけですから努力によっては十分そのような施設規模を押えていく可能性があるということを申し上げておきたいというふうに思います。

2 つ目です。建設費の自治体分担についてですが、焼却施設とリサイ

クルセンターと併せて基本構想で出されているのが、大まかに約 100 億というふうに出されているんですけども、その規模が先ほども言いましたけれども、日量 154 トン規模ということです。今のごみ量を計算しますと日量約 114 トンということになりますので約 30% の余裕を見ているわけです。私、ここで人口比を計算しましたけれども、各 1 市 4 町の人口比でいきますと、彦根市が約 71%、ごみ量でいきますと約 82%、愛荘が人口比で 13%、ごみ量でいきますと 8.6%、豊郷が人口比 4.7、ごみ量 2.8、甲良町が人口比 5.1、ごみ量でいきますと 2.8、多賀町が人口比 5.3、ごみ量では 3.2 ということになります。それでやはりごみの減量化の努力をしているところ、努力していなくても元々少ないところも当然あると思うんですけども、やはりこういうような努力を建設費の問題のところでも当てはめていくということが各市町がごみを減らしていくと、努力をせざるを得ないというそのところに結びついていくのではないかというふうに思います。ぜひ、そういう点でもごみを減らす動機づけをごみ量に対して、建設費用を結び付けていくということがあってもいいのではないかというふうに思います。そのあたり、今、言いました数字をですね、参考にしながらご回答いただければというふうに

思います。従来この議会でも各町の分担が均等割があって非常に重いというお話もありましたけれども、ぜひ、今紹介させていただいた数字も参考にしながらごみの量に比して建設費用を当てはめていくという考え方について見解をお願いしたいというふうに思います。

それから標題の②です。3億円の原資についてです。確かに私もこれが議決案件になるのかどうか、調べさせていただきましたが、議決案件にはなかなかかなりにくいということでした。しかし、確かにおっしゃってるように全員協議会でも説明をしていただきました。しかし、結局、負担するのは各市町ですので、各市町の議会に何年後かにかかることになって、実際、今、いてる議員がそのとき各議会にいてるかどうかも定かではないというふうに思います。しかし、実際、負担するのは各市町ですので、確かに広域議会の議員は直接、建設推進室の方から説明をいただきましたけれども、本来的に丁寧に説明をしたというのなら、各議会のそれぞれの全員協議会で資料だけを置くのではなしにかなり詳しい説明が本来、必要であったのではないかというふうに思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 山内議員、標題①の（１）は要望でよろしいでしょうか。よろしいですね。

○５番（山内善男君） 見解をお願いします。もう一度。

○議長（赤井康彦君） 標題①の（１）は要望でよろしいですか。（２）は質問と受け取りましたけれども、（１）も質問でよろしいですか。

○５番（山内善男君） どういうふうに結び付けていくのかということ、もう一つ踏み込んでお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 建設推進室室長。

○建設推進室室長（林善和君） ただいまの山内議員の再質問について、まず標題①の（１）につきまして、ご回答させていただきます。まず、ごみ量の減量化につきましてなんですけれども、こちらの方は以前の議会の方でも答弁はさせていただいておりますけれども可燃ごみの減量化や資源循環率を高める具体的な方策等の廃棄物に係る施策推進につきましては、第一義的に各自治体が担うものであり各構成市町で取り組まれていることではございますが、議員ご指摘のとおり、今、彦根市の方がごみ量も多いという部分もございす。そういった部分を含めながら彦根市が今後、リーダーシップを発揮していただきながら1市4町がより連携を図って、ごみの減量化を進め、適正な施設規模を目指してまいりたいと考えております。また、本年度、予算計上をしておりました循環型社

会形成推進地域計画策定等業務委託におきまして、この8月より業務委託しておりますが、現在、認可されております地域計画の変更業務と併せて来年度に開催を予定しております施設整備基本計画検討委員会での議論をしていきます材料となる構成市町のごみ量の基礎データ収集や人口予測、各構成市町の一般廃棄物処理基本計画の簡易見直しを行うよう委託しております。今後、収集したデータを基に構成市町の担当課長および担当職員を中心にごみの分別やごみ量の減量等に向け調整会議や担当者会議の場で議論してまいりたいと考えておりますのでご理解の程、よろしくお願いいたします。

続きまして、標題①の(2)につきましの負担割合の件につきまして、ご回答させていただきます。先ほど言いましたように均等割20%、人口割80%という形で建設の部分まではこの率でいくということに決まっております。これで、先ほど議員がおっしゃっていただきましたようにごみ量の減量を目指して、ごみ量をどこかの時点で入れればいいんではないかというご意見をいただきましたけれども、現在、1市4町のごみ処理のサイクルという部分を見させていただきますと彦根市は単独で彦根市清掃センターで可燃ごみとして燃やしておりますし、4町につきましてはリバースセンターの方で

固形燃料化という部分で処理の形態も随分違う部分になっております。そういう部分で単純に減量化という部分を進めていく中で率という部分が妥当なのかどうかという部分を確認してこなくてはなりませんし、今後、先ほども答弁させていただきましたけれども、建設後には1市4町が一緒の形態でのごみ処理をさせていただきますので、その中には利用割というものを盛り込んでいきたいと考えております。その利用割を含めまして、今後の1市4町の負担割というふうに考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

標題②の3億円の部分につきましてですけれども、今回ごみの建設候補地の方を公募させていただくときにも、この組合の全員協議会の方で皆様の方に資料をお示しさせていただきました。その全員協議会、また、そのときですと8月定例会の終了後、すぐに各1市4町の議会議員の皆様宛に資料を添付させていただきました。ご説明の方、送らせていただきました。また、今回の応募の締め切り、7月29日をもって締め切りを終わらして、この8月17日にこの組合の全員協議会の方で皆様の方にご説明をさせていただきました後に、各市町の議会の議員の皆様にも同様の資料等を一緒に付けさせてい

ただきましてご報告をさせていただいております。今後、以前からも申し上げておりますとおり、私ども、組合の方の負担の部分に関しましては、各市町の議会の方でも予算として議論いただくことになろうかと思っておりますので、そういう部分を踏まえまして、今後もそういう場で議論いただければと考えておりますのでご理解の方、よろしくお願いいたします。

○議長（赤井康彦君） 再々質問はございませんか。山内議員。

○5番（山内善男君） ありがとうございます。ごみの減量化については、やはり各市町がそれぞれの自治体側の主人公で取り組むということであるというふうに思います。そういう点では、各市町がやはりごみの減量化に取り組んで資源をできるだけ無駄に燃やさない、それから燃やすことによって環境に負荷をかけない、という立場をはっきりさせてごみの減量目標を出して、その減量目標に向かって努力をする。それから施設規模もその減量の目標をしっかりと見据えて施設規模をできるだけ小さくするという、これは彦根の清掃センターにも聞きましたけれども、事業系のごみを昨年1年間だけでも約10%減量していただいたということで、家庭系ごみと合わせると約1年間だけでも8%減量したということですので、建設までにはかなり

時間がありますが30%の減量も決して夢ではないし、これからあと人口減少社会ということでごみも減少していくのではないかとということが予想されますけれども、ぜひそのようなごみの減少を目標において施設規模も決定をしていただきたい。それから各市町も主人公でごみの減量化に取り組むということをはっきりさせていただきたいというふうに思います。ちなみに日本は、全国的には焼却施設が3500基あるといわれてるんですけども、世界では、イギリスでは1国で34基、ドイツでも58基、イタリアでは42基ですので、いかに日本がごみの焼却施設を多く持って大量生産、大量廃棄の産業構造になってるのかということが明らかだというふうに思いますし、そしてまたごみを多く燃やすことによって非常に不明な化学物質を出して健康破壊を行っているということも告発をされているところです。そういう点では、事あるごとに国に対してこのような産業構造の改変について意見を地方自治体から上げていただきたいというふうに思います。

それから2つ目ですが、建設費用の問題ですけれども、ぜひ、今、言いましたような考え方に基づいて各市町が減量の目標の動機づけに、このようなことも含めてやっていく方策はないのか、ということで提案を

させていただきました。ぜひ、この
ような提案も含めて今後考えていた
だきたいというふうに思います。

それから最後の3億円の原資の問題
ですけれども、理論的には住民の
皆さんに約束をしたけれども構成市
町のどこか1つの議会でも不同意が
あれば、実際、これできないわけ
ですので、そういう点ではそのとき
に我々はその議会にいてるかどう
か、非常に不明ですけれども、単
に資料を送るということだけでは
なしに、丁寧な口頭による説明も
含めてあってもよかったのではない
かというふうに思います。以上です。

○議長（赤井康彦君） はい、要望
とします。以上で、事前通告のあ
った質問は終了しましたので、一
般質問を終結いたします。

これで本日の日程は、全て終了
しました。以上で、平成28年8月
彦根愛知犬上広域行政組合議会定
例会を閉会いたします。皆様、ご
苦勞様でした。

午後3時24分閉会

会議録署名議員

議 長

議 員

議 員